

クリーン開発メカニズム(CDM)による 持続可能な発展の実現に向けた国内制度の在り方 共同実施活動(AIJ)からの教訓

錦 真理

キーワード : 持続可能な発展、クリーン開発メカニズム(CDM)、国内制度、共同実施活動(AIJ)、途上国

1. 研究の目的

京都議定書 12 条のクリーン開発メカニズム (以下、CDM)には、CDM プロジェクトを実施する途上国の持続可能な発展 (以下、SD)に寄与すること、そして先進国の温室効果ガス削減の目標を達成すること、が明記されている。このメカニズムは、途上国の SD への貢献と気候変動政策という二つの目的をもつ。そのため途上国は、CDM によって SD が実現することを期待している。同時に、プロジェクト実施の結果として削減される GHG 量に対して発行される CER に価格がつくことにより炭素市場が誕生するため、投資国の期待は高い。

しかしながら、現在のところ二つの目的の両立は難しい。CDM プロジェクトの投資側である先進国は、費用対効果を追求するあまり、SD に対する関心は低く、それを副次的なものとして捕らえる傾向が強くなりつつある。

それでは、将来的に SD という視点を積極的にとり入れるプロジェクトを数多く履行できるようにしていくには、途上国にどのような措置が必要であろうか。CDM のプロジェクトサイクルには、多くのステークホルダーが関与しているが、提案されたプロジェクトが SD に寄与するかどうかを審議して CDM の承認を判断する役割を果たすのはホスト国のみである。そのため、ホスト国は CDM による SD の実現に重要な役割を果たすため、ホスト国となる各途上国には適切な国内制度が求められる。

しかし、CDM として正式に登録されているプロジェクトは 2 件しかなく(2005 年 1 月)、CDM による SD という結果はまだ現れていない。そのため、どのような CDM 国内制度が、SD を実現する CDM を促進できるかはわからない。一方、共同実施活動 (以下、AIJ)は事実上 CDM の前身としての機能を果たしていた。そのため、AIJ からの教訓を参考に、ホスト国が CDM によって SD を実現する、効果的な国内制度を考察する。

2. 研究の結果

本研究では、AIJ からの教訓を整理するため、コスタリ

カとホンデュラスの AIJ 国内制度を検証した。その結果、これらの国が SD を促進する AIJ を実施できた要素として、国内組織の構成と任務、プロジェクト承認のためのクライテリア、そして政府のイニシアティブがあげられた。

これらの要素を CDM に適用すべきだが、CDM には AIJ より多くの運用規定が定められているため、AIJ の教訓がそのまま CDM に適用されるとは限らない。そのため、AIJ での教訓がどれほど CDM に当てはまるものであるのか、またどのような点を新たに考慮する必要があるのかを検証するため、マレーシアの CDM 国内制度を分析することによりそれらを明らかにした。そして、次の 3 点が SD に寄与する CDM を促進するための CDM 国内制度の要因であることが明らかになった。

(1) 国別指定組織(以下、DNA)の構成要素

CDM 国内制度において、DNA が中心となることが望まれる。理想的な DNA は、政府のみでなく、NGO や私企業によって構成されていること、CDM に関する全ての業務に携わっていること、承認機能とプロジェクト開発促進機能をもつこと、そして政策立案などの権限をもつ組織である。

(2) CDM 承認のための SD クライテリア

CDM クライテリア作成には、各国が国内状況にあわせて SD を定義すること、そして SD 戦略などに基づいてクライテリアを作成することが求められる。また、事業者からプロジェクト設計書と同時に、どのようにプロジェクトが SD に寄与するかについての詳細にわたる文書を提出させることが必要である。

(3) 政府によるイニシアティブ

CDM を自国の SD の実現のために利用しようとする政府の政策的方針が必要である。そのため、政府は権限を与えるなどの法的枠組み、税金控除などの政策的枠組みを設けることが求められる。